

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員(13名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光(副会長)
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂(副会長)	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗(会長)
11番 坂口 洋	12番 竹瀬 久晴
13番 堀田 雅三	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
- 第3 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
- 第4 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
- 第5 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件
- その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件
- その他 農地中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件

5. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和6年10月総会を開催いたします。

はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長

挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年10月の総会を開会いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局

議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名については、1番 安田宗義委員、並びに2番 吉川作衛委員を指名いたします。

議長

日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び2番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

3番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、膳夫町***の田、1,219㎡は、市立香久山小学校から西約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏及び**町の** **氏から売買により譲り受けられるものです。小委員会で調査したところ、** **氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の蘆村副会長さん、ご説明願います。

蘆村副会長

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では2番の、調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

2番は、白樫町8丁目***の田、347㎡は、市立白樫中学校から西約100mに位置し、明日香村の** **氏が、五條市の** **氏から売買により譲り受けられるものです。小委員会で調査したところ、** **氏は、明日香村で2,282㎡と、本市で2,530㎡の農地を耕作し、農作業歴があり、年間従事日数も確保されていることから、耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の森川委員さん、ご説明願います。

森川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では3番の、調査の結果説明を、福田副会長からお願いします。

福田副会長

3番は、寺田町***の田、865 m²で、市立今井小学校から南西約700mに位置し、**町の** **氏が子の** **氏及び妻の**氏に、持ち分10分の9を贈与されるものです。

小委員会で調査したところ、**氏及び**氏は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の竹瀬委員さん、ご説明願います。

竹瀬委員

ただ今の福田副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、第1号議案1番から3番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんの説明について、質問、意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案1番から3番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3 報告1 農地法第4条 農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、上品寺町***の田、171 m²は、近鉄大和八木駅から北約 500m に位置し、**町の**
***氏が、分譲住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はござい
ません。届出日は令和6年9月5日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、
何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第4 報告2 農地法第5条 農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は4件です。

1番、上品寺町***の田、959 m²及び同町***の田、310 m²は、先ほどの報告1、1番の第
4条届出との関連事業で、**株式会社が、**町の** **氏外1名から売買で譲り受け、分
譲住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は
令和6年9月5日でございます。

2番、四条町***の畑、241 m²外2筆は、市立今井小学校から南西約 300m に位置し、**
町の**株式会社が、新潟県南魚沼市の亡** **相続財産清算人から売買で譲り受け、青空駐
車場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の森本委員さんからも適当で

ある旨のご報告をいただいております。届出日は令和6年9月13日でございます。

3番、曾我町***の田、795㎡、は、市立大成中学校の西約60mに位置し、**町の株式会社**が、**町の** **氏から売買で譲り受け、一戸建専用住宅として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和6年9月17日でございます。

4番、曾我町***の田、929㎡外1筆は、上記3番との関連事業で、**町の株式会社**が、**町の** **氏から売買で譲り受け、一戸建専用住宅及び青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。隣接する農地はございません。届出日は令和6年9月17日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番から4番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第5 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、3件です。

1番は、新口町***の田、1,175㎡で、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏との合意解約です。令和6年9月3日付け受理しております。

2番は、新口町***の田、1,140㎡で、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏との合意解約です。令和6年9月3日付け受理しております。

3番は、雲梯町***の田、719㎡外1筆で、賃借人である**町の有限会社**と、賃貸人である生駒市の** **氏との合意解約です。令和6年9月5日付け受理しております。事務局からは以上です。

議長

以上で報告3の1番から3番の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は3件です。

1番、曲川町2丁目***の田、1,107㎡は、農地法第3条の規定による使用貸借権が、借人**町の** **氏と、貸人**町の** **氏外2名との間で、令和6年8月30日付けで解約されました。

2番、曲川町3丁目***の田、789㎡も同様に、借人**町の** **氏と、貸人**町の** **氏との間で、令和6年8月30日付けで解約されました。

3番、小槻町***の田、1,173㎡の内1,152㎡も同様に、借人**町の** **氏と、貸人**町の** **氏との間で、令和6年9月3日付けで解約されました。

事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農地使用貸借契約の解除に関する件の報告は1件です。1番、膳夫町***の田、800 m²及び同町***の田、1,071 m²は、なら担い手農地サポートセンターと、貸人**町の** **氏との使用貸借契約が、令和6年9月24日付けで解除されました。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、10月の農業委員会総会を閉会いたします。